

議会基本条例策定 特別委員会

3月8日に開催された委員会では、パブリックコメント等で市民から寄せられた意見等に対する対応について、引き続き検討を行った。

パブリックコメント等で寄せられた意見等への対応について

前回、各党派から出された意見を踏まえ、事務局で作成した回答案等を基に協議した。

意見 意見内容を踏まえ、条例案を修正し、回答としてはどうか。

意見 分かりやすい表現として原案どおりとしたいが、修正前の文言の重要性を議員間で共有するのであれば、条例案を修正し、回答することに賛同する。

協議結果 寄せられた意見等に対し、取り入れるべきものについてはその内容を踏まえ、条例案等を見直すこととし、併せて回答案を条例制定後に市ホームページで公表すること、またパブリックコメントに対する回答の公表に合わせ、議会報告会で寄せられた意見を市ホームページで紹介することを決定した。

議会基本条例案及び逐条解説案について
パブリックコメント等で寄せられた意見等への対応を踏まえ、協議した。
協議結果 パブリックコメントで寄せられた意見等に対する回答案を踏まえ、その内容を反映させた修正後の条例案及び逐条解説案を本委員会

が策定する最終案とし、3月定例会最終日に提出することを決定した。

●特別委員会の解散

3月定例会で能代市議会基本条例が全会一致で可決されたことから、本条例の制定により、議会基本条例策定特別委員会は3月をもって解散となりました。

(落合範良)

●能代市議会基本条例を制定しました

二元代表制の一翼として、市民の意思を的確に捉え、市民の負託に全力で応えるため、3月定例会最終日に議会及び議員の活動原則などを規定した、能代市議会基本条例を議会基本条例策定特別委員会が提出し、全会一致で可決しました。

能代市議会は、議会の公正性及び透明性並びに議会の機能を高め、市民福祉の増進を図るとともに、将来にわたり市全体の持続的な発展に寄与してまいります。

この条例を策定するに当たり、令和3年10月11日から11月10日まで、能代市議会初となるパブリックコメントを実施し、意見を募集しました。また、11月26日に開催された令和3年度議会報告会でも、参加された市民の皆さんから意見聴取を行いました。意見募集等の結果は、市ホームページからダウンロードできます。

条例は前文及び全23条で構成されており、条例に規定された新たな事項、今後の議員活動に対して、真摯に取り組み、条例を実践してまいります。

令和3年度 政務活動費を公表します

政務活動費は、議員の調査研究、その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員個々に交付しています。

交付額は月額1万円（年額12万円）です。

会派名	議員名	申請額	交付額	実績額	残 額	使 途 内 容
平政・公明党	庄司 紘八	0	0	-	-	—
	渡邊 正人	0	0	-	-	
	原田 悦子	0	0	-	-	
	針金 勝彦	0	0	-	-	
	落合 範良	0	0	-	-	
	渡辺 優子	0	0	-	-	
ウズ（改革ネットワーク（市民の声、シリウス、日本共産党）	安井 英章	0	0	-	-	研修費／全国地方議会サミット2021 （オンライン参加 7月7日～8日）【安岡】 資料購入費／「コミュニティ自治の未来図」ほか【安岡】
	小林 秀彦	120,000	120,000	0	120,000	
	菊地 時子	120,000	120,000	27,490	92,510	
	安岡 明雄	120,000	120,000	0	120,000	
希 望	藤田 克美	120,000	120,000	0	120,000	
	菅原 隆文	120,000	120,000	0	120,000	
	佐藤 智一	120,000	120,000	0	120,000	
	伊藤 洋文	120,000	120,000	0	120,000	
大河の会	武田 正廣	120,000	120,000	0	120,000	研修費／空き家活用した移住・定住・居住の推進 （オンライン参加 7月6日）【大高】 広報費／落合康友市議会だより【落合（康）】（令和3年12月発行） 資料購入費／財政基礎動画研修ほか【大高】
	安井 和則	120,000	120,000	0	120,000	
	大高 翔	120,000	120,000	120,000	0	
	島 貞一郎	120,000	120,000	0	120,000	
	落合 康友	120,000	120,000	120,000	0	

※会派平政・公明党所属の議員及び安井英章議員は政務活動費の交付申請をしませんでした。

●調査研究費に使用した場合は、議長に対し調査報告書が提出されます。また、研修費に使用した場合は研修資料が、広報費、広聴費、資料購入費に使用した場合は全て領収書が提出されます。

●残額は市に返還されます。